

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2023年10月2日 Monday)

第272 (2022年度-第3号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

※メールアドレスを変更しました!

うつ病発症の医学部講師に労災認定(パワハラ被害) ～労基署は山大のハラスメント委員会対応の問題点も指摘(9月29日付け朝日新聞)～

9月29日付けの朝日新聞朝刊全国版で、山口大学医学部の講師が教授からのパワハラによりうつ病を発症したため、労働基準監督署に労災申請し認定されていたことが大きく報じられました。報道では、山口大学と「上司」に対し330万円の損害賠償を求めて山口地方裁判所に提訴されたとしています。

山口大学ではこれまでもパワーハラスメント被害を訴える方が後を絶たず、その一部は私ども山口大学教職員組合にも相談が持ち込まれています。

報道の見出しは、「医学部講師、山口大を提訴」「教授パワハラ→うつ病→労災認定」「大学は否定」「調査委、教授に聞き取りせず」等となっていますが、組合への相談でも上司等によるパワハラで不眠症になったり、うつ病を発症したとの訴えがしばしばあります。

「訴えてもしっかり調査せず加害者認定しない」と委員会への疑問の声

組合は、相談を受けた際はご本人のお話をじっくりと聴き、訴えに根拠があると判断できた場合には問題解決へ向け助言し、さらに踏み込んで組合として大学に問題解決を求められた場合は組合に加入いただいて対応し、その多くを改善・解決してきました。

相談者の多くは、ハラスメント防止・対策委員会の対応に対して、「調査委員会が設置されなかった」「加害行為を裏付ける様々な証拠を出したが、納得できる理由も示さず取りあげてくれなかった」「明らかな証拠があるのにパワハラ行為が認定されなかった」等の疑問を述べられており、まさに、朝日新聞の報道同様の事例が繰り返されている感があります。



ハラスメントは心を病ませます お一人で悩まず相談を ～「声を聞くだけで不快」「顔を見るのが怖い」「夜、眠れない」「職場の玄関から入れない」～

今回報道された方はパワハラの影響も確保し勇気をもって行動された結果、労基署から労災認定を受けることができましたが、裁判はこれからで時間もかかります。なんとか頑張りを続けられ訴えが認められるよう願っています。学内には、パワハラのためにすでに職場を去った方、心身を病まれて休職された方、今まさにどうしたらいいのか悩んでいる方がおられます。ハラスメントを受け続けると不眠、うつ病など心身を病みます。一人で抱え込まず、まずは相談しましょう。当組合でも組合員であるなしに関係なく相談を受け付けています。困ったときはぜひご相談ください。



ハラスメント防止・対策委員会を“被害者”に寄り添う組織に!

「国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」では、セクシュアル・ハラスメントの場合は「ある言動がセクハラに当たるかどうかは相手の受けとめ方による」と書かれていますが、アカデミック・ハラスメント※の場合は「指導」かどうかの問題となるため、認定される可能性のある事例の記載に留まっています。「相談員はじっくり話を聞いてくれたが調査委員会が設置されなかった」「調査委員会が気持ちや立場を尊重してくれなかった」等の声が届いています。ガイドラインの相談に関する事項に「相談窓口での相談は、相談者の立場を尊重して行われます」と書かれていますが、ハラスメント委員会全体の対応となるようにすることが求められています。



※「ガイドライン」では、ハラスメントの形態を「セクシュアル・ハラスメント」と「アカデミック・ハラスメント」の2つに大別しており「パワー・ハラスメント」の文言はありません。アカハラはいわばパワハラの一類型に過ぎず、包括的な括りが必要なのではないのでしょうか。

大学会館使用時間・期間延長決定はしたが学生から空調費徴収？

組合の申入れを受けた形で、9月21日開催の教学委員会において大学会館使用要項改正案等が出され、一定の質疑の後、原案どおり承認され、9月28日付けで教職員へ通知されました。これによると、4月から使用時間を2時間近く短縮して午後8時までとし、さらには平日のみ貸し出しというおよそあり得ないような措置は完全に撤廃され、要項をこれまでの運用実態に合わせる形で改正するということで決着しました。

しかし、また新たな問題が起きています。これまで無料であった学内者の利用の際の空調設備の使用料を、大学会館大ホールについては、学生の課外活動のために利用する場合は徴収するというものです（空調料は1時間493円）。これは奇妙な話です。この措置を導入する理由・根拠ある説明はなされておらず、一つだけ言われていることは、運動場等の夜間照明使用料と一部の共通教育棟教室での空調費徴収実績があるということです。この措置自体、広くは知られていなかったことですが、何と言っても大きな疑問は「なぜ学生だけ、課外活動団体からだけ徴収するのか」ということです。山口大学ホームページの大学会館のページの冒頭には、「大学会館は、本学の学生・教職員相互の人的接触を深め、学術・文化活動及び課外活動の発展を助長するとともに、学生・教職員の福利増進を図り、学園生活を豊かにするための場として設置されたものです」との一文があります。今回の措置と矛盾することは明らかです。



2023年人事院勧告(8/7)、月例給0.96%・一時金0.1月改善 ～26年ぶりの1%近い勧告も物価上昇には追いつかない～



人事院は8月7日に政府と国会へ、国家公務員の給与等に関する勧告について報告を行いました。人勧は官民の賃金格差に基づいて出され、大学教職員の給与も事実上これに倣って改定されてきましたが、引き下げ勧告の場合は労働条件の不利益変更となるため、自動的に引き下げることはできません。しかし今回は引き上げ勧告であり、少なくともこれを上回る給与改善が必要となります。人事院勧告が出されるまでは、主として国公労連（日本国家公務員労働組合連合会）が組合員の声を踏まえた人事院への要求・交渉を繰り返していますが、今回の勧告でのボーナス引き上げの配分で「期末・勤勉それぞれ0.05月分（計0.1月）」と、期末手当も改善となったことは、ここしばらくなかった重要な成果と言えます。国公労連は以前からボーナス引き上げは全職員一律に支給される「期末手当」によるものとするを要求していましたが、今回はその主張を一定受入れた形となっています。

【署名へのご協力のお願い】

※集約締め切り:2023年10月25日(水)

○上関町「中間貯蔵施設」建設中止を求める署名

8月2日中国電力は関西電力と共同で、使用済み核燃料を一時的に保管する中間貯蔵施設に上関町を建設予定として検討していることを明らかにしました。国が進める核燃料リサイクル政策が実質、破綻している状況を踏まえると、「中間」ではなく「最終」貯蔵施設となる可能性が高く、そして長期に亘り安全に貯蔵できる保障はどこにもありません。未来を生きる人々へ安心安全に暮ら



すことができる社会を残すことは私たちの責務です。ぜひ、こちらの署名にご協力をお願いします。

（署名集約:原発をつくらせない山口県民の会）

なお、以下の署名もおこなっています。

○「学級当たりの生徒数を減らしてください！先生を増やしてください！～山口県民請願署名」

こちらにもぜひご協力をよろしくお願い致します。
（署名集約:子どもと教育をまもる山口県民会議）

* 署名は、学内便もしくは組合事務所までお届けください。

* 署名用紙は個人・もしくは部署宛に配布していますが、用紙が必要な方は組合事務所までメールでご連絡ください。